

令和7年7月23日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

福祉文教委員会
委員長 星 直 樹

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 7月23日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、各種計画について執行部から一覧表の提示を受けた。
「第3次魚沼市環境基本計画」ほかの策定について、魚沼市教育大綱の改定について、魚沼市生涯学習推進計画の改定について及び魚沼市こども計画の策定について執行部から説明を受け質疑を行った。
教育環境の在り方検討委員会について、これまでの検討結果の報告を受けた
行政視察について、各委員からの要望等に基づき内容等を協議し、今後正副委員長において調整することとした。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 60 号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 61 号 魚沼市特別養護老人ホーム条例の一部改正について
- (3) 議案第 62 号 魚沼市墓地条例の一部改正について

2 調査事件

- (4) 閉会中の所管事務等の調査について
- (5) その他

①各種計画一覧表について

- ・「第 3 次魚沼市環境基本計画」ほかの策定について
- ・魚沼市教育大綱の改定について
- ・魚沼市生涯学習推進計画の改定について
- ・魚沼市こども計画の策定について
- ・その他
 - ・教育環境の在り方検討委員会について

②行政視察について

3 日 時 令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 磯部竜太郎、古田島 丞、佐藤卓摩、星 直樹、大平恭児、渡辺一美
(志田 貢議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、樋口教育長、吉澤市民福祉部長、大塚教育委員会事務局長、戸田市民福祉部副部長、関生活環境課長、茂野介護福祉課長、岡部学校教育課長、青柳生涯学習課長、浅井子ども課長

8 書 記 坂大議会事務局長、関間主任

9 経 過

開 会 (10 : 00)

星委員長 定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

（１）議案第 60 号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

星委員長 日程第 1、議案第 60 号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ありません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 60 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第 60 号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（２）議案第 61 号 魚沼市特別養護老人ホーム条例の一部改正について

星委員長 日程第 2、議案第 61 号 魚沼市特別養護老人ホーム条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございせん。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 61 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第 61 号 魚沼市特別養護老人ホーム条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）議案第 62 号 魚沼市墓地条例の一部改正について

星委員長 日程第 3、議案第 62 号 魚沼市墓地条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございせん。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員 それでは、今回のこの条例の改正に至った背景なんですけれども、そういった問い合わせがあったとか、不都合が生じたとか、その辺を聞かせてください。

吉澤市民福祉部長 提案理由の補足説明のときにも、今後市内に代理人を見つけることが困難な事例が増えることが想定されると申しましたけれども、現在進行形で相談を受けている事例が 1 件ございます。

渡辺委員 普通の墓地のほうですと、そのままお返しするということはないかと思って、相続されると思うんですけれども、共同墓地の件ですね、今いっぱいでもう引き受けることができないということになっております。以前、一般質問の中でも質問させてもらった覚えがあるんですけれども、33 年間は最初のお金でそのままずっと預かっていることができ

るということで、あまりにも価格として安価だということで殺到したというふうに思っております。以前にも管理されている方々に、3回忌あるいは7回忌とかといった節目のときにこのまま権利を持ち続けるかどうかについて確認したらどうかという質疑をさせてもらったときには、そのときには考えていないという答弁でございました。今回、この代理人に代わるというようなときに、これが共同墓地の方になるのか、それとも普通の墓地の方になるのか分かりませんが、今の事例はどちらの方なのか、お聞かせください。

吉澤市民福祉部長　具体的には大塚墓地の方でありますので、共同墓ではないです。

渡辺委員　そうしましたら、今後共同墓地の方でそのような相談があったり、あるいは共同墓地の場合は管理者みたいなものはやはり求めているのでしょうか。

吉澤市民福祉部長　条例上の代理人の適用については、共同墓も個別墓も同じであります。

渡辺委員　今後の話ですけれども、管理人が相続ですとかで代わるといったタイミングで、やはり共同墓をそのまま持ち続けるかどうかといったところの確認というのは今後考えられますでしょうか。

吉澤市民福祉部長　今回の条例の改正部分とは直接関係がない部分ですので、その検討はしておりません。お答えとしては、前回質疑いただいたときと同様であります、今は考えていないということであります。

渡辺委員　今は考えていないという答弁でしたので、また今後調査なり意見を言わせていただきたいと思います。

磯部委員　こちらの条例なんですけど、代理人の範囲に一切限定がなくなったかと思うんですが、これは一例を挙げると海外に住んでいる子どもとかでもよろしいんですか。

吉澤市民福祉部長　今回、市内に所在するという要件を外し、それ以外の要件を定めていないということですので、原則的には条件がないということになってしまっていますが、現実的にその義務を果たせるという大前提がありますので、そこは具体的な相談があったときに検討といいますか、その方が妥当かどうかというのを判断したいと考えております。

磯部委員　墓地の利用者からしたら、利便性を拡大することは非常にありがたいと思うんですけど、市の手間とか、限定しなくなったことに関する想定される問題とかもあるかと思うので、そこに対して個別で対応していくのか、その辺りのマニュアルはぜひ定めていただければと思います。

吉澤市民福祉部長　条例の下部に規則を定めておりますので、その中できちんと対応ができるかと思いますが、具体的にはやはり相談があったときに1件1件検討したいと考えています。

星委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第62号 魚沼市墓地条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 閉会中の所管事務等の調査について

星委員長 日程第4、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。
本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

（５）その他

①各種計画一覧表について

・「第3次魚沼市環境基本計画」ほかの策定について

星委員長 日程第5、その他を議題といたします。①各種計画一覧表についてです。こちらは7月3日の委員会の際に渡辺委員から発言があり、福祉文教委員会として資料の提出を求めることとなっていました。委員会終了後、議長と協議し他の常任委員会の調査のために議長名で資料提出を依頼し、提出された資料となります。今回の委員会では、この一覧表中の幾つかの計画について執行部より説明があります。

「第3次魚沼市環境基本計画」ほかの策定について、執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 先ほど委員長からお話のあった計画一覧表のとおり、第3次総合計画の計画期間が始まる令和8年度に始期を合わせるという理由から、各部、各課が所管する部門計画の策定または改定が今年度に集中しているということであり。本日は、その中でこれまでも福祉文教委員会の所管事務調査等で御質問等をいただいていた環境分野、地域公共交通、廃棄物処理の計画等について説明いたしますが、現段階では内容についてはまだまだお示しできるものがないので、今後策定が進みある程度の段階まで達したら、また改めて委員会で御報告をさせていただきます。

それでは、資料は210、【生活環境課】計画策定についてという表題のあるものですが、こちらについて生活環境課長から説明させていただきます。

関生活環境課長 （資料「令和7年度計画策定一覧【生活環境課】」により説明）

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員 今ほどの一番最後の新ごみ処理施設整備基本計画だけ令和7年度からになります。パブコメの期間は令和8年の1月上旬ということですが、この辺りの整合性がとれないのではないかと考えているんですけど、この辺りの事情をお聞かせください。

吉澤市民福祉部長 この説明に入る前に、私のほうで「第3次総合計画の計画期間と合わせて」というようなことを申し上げましたけれども、この新ごみ処理施設整備基本計画については全くこれから建設する新ごみ処理施設の計画でありますので、8年度が始期ということではないということがまず一つであります。7年度と書いてありますが、令和7年4月からではもちろんないのですが、7年度中に策定をして7年度中からの計画期間と、7年何月というところは策定できたときから計画期間が始まると、そういうことあります。

渡辺委員 了解しました。それから、各計画審議機関等ですけども、当然審議会の日程等も今ある程度決められているのではないと思うのですが、先ほど今はまだこの委員会に出せるだけの資料がないということでしたが、審議会の前にある程度でき上がったものを皆さんにお配りすると思います。できれば審議会のメンバーのところに出席前に、時期的なものもあるかと思うんですけども、できるだけ早い段階で策定いただきながら議会

の中で審議会のメンバーが見るタイミングよりもできれば早い段階で見せていただくなり、同時期ぐらいに見せていただけたらと思うんですけれどもいかがですか。

吉澤市民福祉部長 それぞれ審議会の位置づけがどうなっているかというところにもよるかもしれませんが、統一的な取扱いができるかどうか、今全ての計画についてお答えはできませんけれども、本来であれば委員会の開催のタイミングで御説明と共にお示しをできればいいんでしょうけれども、恐らくそううまくタイミングは合わないかもしれません。資料の提供の仕方は、また議会事務局と相談しながら検討したいと思います。

渡辺委員 平成22、23年頃だったと思うのですが、それまで各審議会には議員の代表が入っていましたが、そこから議員が外れたという経緯があります。もしもそういう計画がこの委員会等で議会に示されないのであれば、これは今度議会側の検討課題になるかと思うんですけれども、そういった審議会にまたもう一回議員のほうから委員を選出していないと、タイミングがずれ過ぎて、いろんな議会から、あるいは議会が住民からいただいている意見をやはり審議できない、調査できないというような状態になるかと思います。その辺り、できるだけ早い段階で出していく努力をするには、やはり年間の計画もしっかりとつくっていただかなければいけないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

吉澤市民福祉部長 今日、資料としてはお出ししていませんけれども、スケジュール的には年度末までに策定するのはいつ、パブリックコメントでいつ、説明会をするなら説明会で、審議会が何回かというのは当然既に設定しておりますので、それに合わせて審議会に出す議案なのか、その前の素案なのかというところは各計画で違いがあるかもしれませんが、そこに出せるものは委員会にお出しをしたいと考えています。

渡辺委員 ちょっと質疑が外れるかもしれませんが、マスタープランの審議会の中で長岡技大の先生からの指摘がありました。審議会の開催の回数が非常に少ないと。2年間でつくる中で、ある意味でき上がってから承認を得るような形での審議会の持ち方をしていると。それに対して技大の先生のほうからは「こんなマスタープランの策定の仕方をする自治体は初めてだ」というようなお話がございました。ぜひ住民の声、また議会の声を聞けるきちんとした計画になるための準備をしっかりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉澤市民福祉部長 今ほど委員が挙げられた事例については、私は承知しておりませんのでお答えできませんけれども、やはり十分な審議期間をとるとするのは当然のことですので、そのようにしたいと考えております。

渡辺委員 ちょっと苦言になるかもしれませんが、既にもう1年しかないタイミングの中で十分な審議がとれるかどうか疑問であります。その上で、この地域公共交通の件なんですけれども、令和7年度からだと思うんですが公共交通のこの審議会自体が運行主体になれるというふうに法律が改正されているかと思います。ぜひその辺り、新しく入ってる方々もいらっしゃいますので、そういった今回の法改正も含めて前後どのように変わっていくのか、またその変わった法改正の中で魚沼市がどのような法改正を生かしていけるのかみたいなのところも、ぜひこの次の公共交通計画を示していただくときにお話しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

吉澤市民福祉部長 計画の進捗をお示しする中では、その根拠ですとか、法の改正があれば

改正点は併せて説明するべきと考えますので、それについては十分考慮したいと考えています。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

・魚沼市教育大綱の改定について

星委員長 次に、魚沼市教育大綱の改定について、執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 魚沼市教育大綱の改定について、説明いたします。本市の教育大綱は、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画となっております。教育大綱につきましては、魚沼市総合教育会議において策定することと定められておりますが、現在策定中の市の総合計画と整合を図る形で改定内容の検討を進める予定としております。

改定のスケジュール等につきまして、岡部学校教育課長が説明しますのでよろしくお願いいたします。

岡部学校教育課長 (資料「魚沼市第3期教育大綱策定(改訂)スケジュール(案)」により説明)

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

・魚沼市生涯学習推進計画の改定について

星委員長 次に、魚沼市生涯学習推進計画の改定についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 魚沼市生涯学習推進計画の改定について説明いたします。現行の第2次魚沼市生涯学習推進計画につきましては、計画期間が平成28年度から令和7年度までの10年間となっており、本年度が計画の最終年度となっております。今回の改定に当たり、計画の中に文化振興やスポーツ振興に係る計画についても包含した形で見直し、策定を行う予定としております。計画の概要につきましては、5月21日開催の福祉文教委員会で説明したところですが、今回はスケジュールにつきまして説明したいと考えております。

スケジュールの概要につきまして、青柳生涯学習課長が説明しますのでよろしくお願いいたします。

青柳生涯学習課長 (資料「第3次生涯学習推進計画策定スケジュール」により説明)

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員 福祉文教委員会のスケジュールの中で、7月と12月に説明予定で、9月、10月の段階での説明はないというふうに解釈すればよろしいですか。

大塚教育委員会事務局長 ここにはスケジュール案という形になっておりますけれど、その途中でまた開催される9月定例会ですとか、あるいはその前後でもし臨時的に開催される委員会があれば、途中経過につきましては随時その時点で御報告できる部分につきましては報告したいと考えております。

渡辺委員 分かりました。では、そのようにお願いしたいと思います。この２段目の生涯学習推進会議というのは、先ほど言われました生涯学習推進計画策定委員という方たちの会議だというふうに理解してよろしいですか。

大塚教育委員会事務局長 この推進会議につきましては、設置条例の中で計画策定まで含まれていないというところもありまして、そのためにほかに公募委員なども含めて、この推進会議も含めた形で別途策定委員会を設置するなど、ちょっとやり方を工夫しながら今検討を進めたいと考えているところです。

渡辺委員 そうしますと、この会議はどちらかというと庁内での検討の場ということになりますか。

大塚教育委員会事務局長 この生涯学習推進会議につきましては、庁内ではなく庁外の方、会議の委員の方を選任した形で構成する会議となっております。

渡辺委員 そうしますと、今の答弁を両方合わせますと、この会議の構成メンバーは推進委員がいるんだけど策定の部分までその推進委員の方々に求めている条例になっているというふうに理解すればいいでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 この推進会議につきましては、計画策定まで含まれていないという設置条例になっておりますので、そこに計画の策定ということを加えるということではなく別途に策定委員会を設置しまして、その推進会議の皆さんもそこに加わる形で策定を進めたいということを今検討しております。

渡辺委員 今、総合計画のほうでも、市民との協働ということをやっていると思います。市民との協働をしていくために、もし条例ですとか要綱ですとかが不十分なところがあればそこを少し変えながら、しっかりと市民と協働というその総合計画に基づいたやはりスケジュールなり会議にしていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 この推進会議のメンバーにつきましても、市民の方ですとか、そういった方々で構成される会議になっており、さらにそこに公募の方も含めた体制にしたいと考えております。市民との協働ということにつきましては今できる体制の中で十分進められると考えております。

星委員長 ほかにありませんか。（なし）なければ、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

・魚沼市こども計画の策定について

星委員長 次に、魚沼市こども計画の策定についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 こども計画の策定について説明いたします。こども基本法第10条第2項に規定するこども計画につきましては、令和7年1月29日及び5月21日の福祉文教委員会で概要、スケジュールを説明したところです。本日お示しした資料が240のファイルとなっております。こちらでお示ししたスケジュールにつきましても、既に説明済みのものでありますので改めての説明は省略しますが、委員会の委員の皆様も入れ替わっておりますので再度資料として配布をしたいと考えております。

現在の進捗状況ですが、アンケート調査を行っているところで、計画の検討を行ってい

る子ども・子育て会議は、次回は7月30日を予定しております。今後、アンケートの取りまとめや児童生徒への聞き取り調査等を行い、素案を取りまとめる作業に入っていく予定としております。以上、よろしくお願いします。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員　前回、長寿命化計画において、令和12年度までは保育園は現状のままだというふうな答弁をいただいております。それで、このこども計画なんですけれども、子ども・子育て計画とどのような違いがあるのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　子ども・子育て支援事業計画につきましては、こちらは策定が義務づけられているものなんですけれども、子ども・子育て支援の様々な施策について細かく事業を計画しているものです。こども計画につきましては、市町村につきましては策定は努力義務となっているんですけれども、こちらは理念的な部分も含めた計画になっております。実際、こども計画を策定するときには自治体によっては既に、子ども・子育て支援事業計画を包含した形で策定しているところもあります。本市につきましては、既に子ども・子育て支援事業計画が先行してつくられているわけなんですけれども、今後こども計画と一緒に合わせた形で計画を改定していくということも考えているところです。

渡辺委員　子ども・子育て支援計画は、低年齢の方たちが中心の支援計画だというふうに私は理解しています。このこども計画につきましては、ウェブのアンケートの中でも見られるような若者というところで、39歳までの若者も対象になっているのかなと思っていたんですけれども、その辺りの理解が今ほどの答弁の中ではちょっと薄いかなという感じがしました。総合的に全体の、妊娠のところが入っているかどうか分かりませんが、39歳までの若者も含めたこども計画という位置づけでいいのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法の第61条に基づいて計画するものなんですけれども、こちらはおっしゃるとおり子どもというか18歳未満だと思います。それに対して、今策定中のこども計画につきましては、こども基本法から来ている計画になるんですけれども、こども基本法につきましては実はその中では年齢について何歳までとかという規定は入っておりません。その中で、その子どもをどう見るかというところで、一応これ解釈のほうで子どもと、あと若者も含めて39歳以下を一般的にその対象として計画に含められており、今回本市のこども計画につきましても、子ども若者計画、若者計画という部分は子ども若者育成支援推進法からきている部分なんですけれども、そういった部分ですとか、あと子どもの貧困対策の推進に関する法律の部分の計画についても含めて考えております。

渡辺委員　理解させていただきました。ただ、今回2回目の会議で7月末頃に子どもの意見聴取ですとか計画の構成案とかというところが出てきているんですけれども、これについてはこの子ども・子育て会議の中で、既にもうある一定の何か資料みたいなものを出す予定でいらっしゃいますか。

大塚教育委員会事務局長　一応計画の骨子的な部分ですとか、枠組み的な部分はお示しする形になっておりますけれども、アンケートの結果等はまだ取りまとめ中で、次回にお示しできる部分はまだとなっております。

渡辺委員　先ほどもお願いというか、こういった計画をつくるときの委員会とのあり方というところで、そういった会議に出していくような資料については委員会の中でもお示しい

ただけるようにという話をさせていただきました。今日は23日です。もしかしたらまだ準備が整っていないのかもしれませんが、この後いつ委員会が開かれるか分かりませんので、今はこのスマートディスカッションがあります。委員会が開催される前、あるいは開催と同時ぐらいでいいんですけれども、資料を提出していただけたらと思うんですがいかがですか。

大塚教育委員会事務局長 会議の資料等につきましては、それらを全て委員会に出すのかどうかというところは会議が開かれるタイミング等もありますし、福祉文教委員会だけでなくほかの委員会等でも様々な計画策定をしている部分がありますので、これまで会議の資料の取扱いをどうしていたか、この計画だけでどうできるのかというところにつきましてはまた検討させていただきたいと考えております。

渡辺委員 先ほども言いましたけれども、平成22、23年の頃に各種審議会等から議員の代表がいなくなったという背景の中で、委員会と執行部の計画をどうするかということも考えていかなければいけないのではないかと。また、総合計画についてなくなるという中で、どこまで議会が議決を持つのかといったところも議会改革の中で話し合った結果、各種委員会の策定する計画もある意味委員会とかあるいは議場等で議決をするというふうに決めている議会もある中で、うちはそういったところまで踏み込むとなかなか自由度がなくなるということで、その当時の執行部と話し合った結果、各種計画の議決までは求めない代わりに総合計画を議決すると。その代わり、しっかりと委員会の中で説明をしてもらわなければいけないよということを言って、これまで進んできているという経過があります。ですので、その審議会の中に議員が入ってないわけですから、そこをどのようにしてカバーしていくかということは今後の課題だというふうに受け止めていただきたいと思います。終わります。

古田島委員 何点かお聞かせください。アンケートで、小5、中2、保護者、何人いるかお願いします。

大塚教育委員会事務局長 小学校5年生は、ちょっと細かく人数が増減しているかもしれませんが211人、中学校2年生が218人。それから、保護者はそれぞれ小学5年生、中学2年生の人数と同じ人数。小学5年生が211人の保護者、中学2年生の保護者が218人です。

古田島委員 もう1点。18歳から39歳まで無作為で1,000人というアンケートと書いてありますけれども、無作為なので年齢指定はできないと思うのですが。例えば18歳が何人かというのは、できますか、できないですか。

大塚教育委員会事務局長 無作為抽出でありますので、統計上、統計的には一応その年齢の人数とほぼ同じ比率で抽出がされるというふうに考えております。

古田島委員 20歳以上の範囲なので、単純に言うと無作為、年齢1歳当たり50人程度という理解でよろしいでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 年齢階層によって人数が異なりますので、平均すればそうなるかもしれませんが、人数が多いところは無作為抽出ですので人数が多くなると思いますし、人数が少ないところは人数が少なくなると思います。

古田島委員 最後の質問になります。現役高校生の年齢、年代は16歳、17歳、18歳はいいとして、中2が14歳なので、現役高校生の世代を選んでいない理由を教えてください。

大塚教育委員会事務局長 高校生につきましては直接出向いて座談会やインタビュー形式で

行う予定としておりまして、アンケートではなくそういったところで意見を聞きたいということによって別にしております。

古田島委員 何回ぐらい考えていますか。

大塚教育委員会事務局長 小出高校と堀之内高校と各1回ずつを予定しております。

大平委員 意見聴取のところで、今ほどの座談会のことにも触れるんですけども、まず保育園・放課後児童クラブで実施と、これは対象は限定するのでしょうか。それとも全部ということでもいいのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 今、詳細については検討しているところです。

大平委員 詳細を検討ということなんですけれども、もう9月に始めるという話なので、ちょっと対応が遅いのではないかなと思います。それから、保育園・放課後児童クラブで実施という意味は、保護者対象という意味なのか、それとも職員の方々という意味なのか、両方なのか、そこら辺はどうですか。

大塚教育委員会事務局長 どういった形でという部分につきまして詳細は検討中と申し上げましたけれど、7月30日の策定委員会の中ではそこはお示しをする予定としております。そして、保育園や放課後児童クラブで対面での意見聴取ということなんですけれども、こちら子どもの意見を聞くということでもありますので、子どもたちに対してお話を聞くという会になっております。

大平委員 どういう問答方式なのか分からないけれども、素案の提示が10月に始まっていて、意見聴取が10月までとなっている。どの程度反映されて、どういうふうに意見聴取をするのか。ウェブアンケートもそうですけれども、本当に位置づけをどういうふうにお考えになっているのか。聞き方と、何を聞くのか。例えば今の子どもたちであれば、学校生活だとかそれ以外だとか、そういう活動について例えば不満があるとかないとか、そういう簡単なことになるのか。それとも計画ですので、何を望むのかとか、そういう問いかけなんではないでしょうか。具体的に詳細はこれからですけど、全体は決まっているんじゃないですか。

大塚教育委員会事務局長 子どもたちにインタビューする中身をこちらへ持ってきておりませんので、細かいところは私もお答えできないんですけど、保育園児ですとか小学生に聞く内容になっております。また、計画につきましては子どもの意見を反映させることと決まっておりますので、中身につきましては細かいところまで今日お示しできませんけれど、直接対面で子どもたちの意見を聞くという予定にしております。それらにつきましては、計画の中に意見として反映できる部分というところは反映させていくという形になっております。

大平委員 反映できるものを反映するんだけど、スケジュールを見ると何か反映できる要素があるのかなとちょっと疑問もあります。もっと早い段階でアンケートで聞いて、それを基に計画を練ってまとめて素案として出すというスケジュール感なら分かるんですけども、表の状況を見ると意見を聞く程度かなという感じにも映ります。これは実際に聞き取りをして、それからアンケートを取って、その上で具体的に反映されるということになるんですか。それとも、そういうのは意見として聞いておくという程度のものなのか。そこだけ聞いて終わります。

大塚教育委員会事務局長 このスケジュールにつきましては、まだ第3回目の日付が決まっているところではありませんので、当然様々な調査ですとか取りまとめのスケジュールを

見ながらの計画策定になっておりますので、行ったアンケートですとか意見聴取につきましては計画の中にしっかり取り込んでいくというような段取りで考えております。

星委員長　ほかにありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

それでは、ほかに執行部から何かありますか。(なし) 委員の皆さんから、執行部に御意見・協議事項等はありませんか。

渡辺委員　総合計画に対して、議会は令和5年7月に特別委員会をつくらせていただきました。それにぶら下がっているいろんな計画を改定していかなければいけない、策定していかなければいけないということはもう分かっていたわけです。それが、今までも本当にそうなんですけど、先ほど副委員長のほうからも早い準備が必要だろうと言われている中で、今回またこの1年間の中で改定をしていくということだと思います。私たち議会のほうも、それぞれの委員会が早めにと促さなかったところもあるかとは思いますが、我々が総合計画の特別委員会をつくったという段階で、執行部側はそれに連なっている計画をどこで改定していくのかということ本来考えるべきであった。それが1年でもってしようということが、どれだけ市民の意見を協働という形で盛り込めるかといったら非常に厳しいのではないかと思います。今さらのことでございますけれども、古田島委員が一般質問をされていましたが、PDCA、プランとドゥだけだと。CA、チェック、アクションがないのではないのかという指摘をされておりましたが、まさしくこういったスケジュール感がPDCAのサイクルを回せないのではないかと思います。この辺りを、今後のこともあります。今回もう1年でやるわけですからそこは仕方がないとしても、この計画の中でしっかりとその次のスケジュール感も盛り込んでいくべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

吉澤市民福祉部長　私のほうから説明した環境ですとか公共交通については、計画作成ということでの検討は今年度ということになりますけれども、当然その前からのいろいろな事業が積み重なったものが次期計画に反映されるという意味では、今年度になってから急に始めたという、私どもとしてはそういうことではありませんし、総合計画の策定スケジュールと合わせる関係上、総合計画の策定年度も今年度が最終ということなので、そこは各計画としてはもっと着手を早くしているものも当然あります。ただ、計画の策定として、例えば素案ができ案としてパブコメにかけるということは、やはり12月とかその辺りに集中してしまうのは、これはやむを得ないというふうに考えています。委員会にお示しするタイミングとして遅くなったということは、これは計画全体のこともあるのでうちの委員会だけでお答えするのがいいかというのはお答えできませんけど、作成の手順としては一応踏んできているつもりであります。

渡辺委員　各種計画で中間年でチェックというのは、確かに計画の中に入っています。ただ、次の策定は、チェックをしたその年の翌年から始まれば2年間あるわけですね。そういったスケジュール感をしっかりと盛り込んでいくべきではないかという意味を私は込めさせていただきました。1年で計画を立てて最後までいくということになると、ほとんど執行部の皆さんが忙しい中でつくって、住民の皆さんとの協働というところは難しくなってくるということをつけ加えさせていただいて終わります。

星委員長　ほかにありませんか。大塚教育委員会事務局長。

大塚教育委員会事務局長 その他のところでの報告事項がありますけれど、よろしいでしょうか。教育環境の在り方検討委員会につきまして、これまでの検討結果について御報告させていただきたいと思います。

急激に進む少子化や変化する社会情勢を踏まえて、本市における今後の望ましい教育環境のあり方、小中学校の適正規模等につきまして、昨年度から魚沼市の教育環境のあり方検討委員会を設置し、令和6年10月29日の第1回委員会を皮切りに、これまで令和6年度中に4回、今年度に入ってから2回、計6回の検討を重ねてまいりました。昨年度までの検討委員会での検討結果をまとめた資料は、5月21日の福祉文教委員会に提出しておりますので、後ほどその資料につきましては御確認をお願いしたいというふうに考えております。

次回の検討委員会は7月28日の開催を予定しており、答申内容の検討を行う予定としております。今後、10月2日の第8回委員会では検討委員会からの答申をいただき、これを受けて教育委員会と市の考え方をまとめる予定としております。以上、経過と結果を報告させていただきました。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) ないようでしたら、ここで執行部は退席とさせていただきます。お疲れ様でした。(執行部 退席)

それでは、しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (11:00)

再 開 (11:10)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

②行政視察について

星委員長 次に、②行政視察についてを議題とします。事前に視察先の候補地の希望を聞いてまとめたものが別紙となります。事務局長から説明をお願いします。

坂大議会事務局長 (資料「令和7年度行政視察日程・候補地等」により説明)

星委員長 しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (11:11)

(休憩中、意見交換)

再 開 (11:14)

星委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

行政視察先につきましては、3常任委員会合同での視察になるため、相手先の都合や1泊2日か2泊3日にするのかの日程も含め希望どおりにいかないかもしれませんが、正副委員長に一任いただくことで異議ありませんか。(異議なし) では、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。委員の皆さんから、ほかに御意見・協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれにて閉会といたします。

閉 会 (11 : 15)

福祉文教委員会

委員長 星 直樹